「国内鉱業者をいう。以下この条」を「国内鉱業者等をいう。以下この号、第四号及び第十一項」に改め、「及び共同出資法人（当該国内鉱業者と共同して出資又は長期の資金の貸付けをする内国法人をいう。）」を削り、「に限る。以下この条」を「に限る。以下この号、次号及び第十三項」に、「百分の五十」を「百分の二十」に改め、「金額以上」の下に「であり、かつ、当該国内鉱業者等及び共同出資法人（当該国内鉱業者等と共同して出資又は長期の資金の貸付けをする内国法人をいう。）から直接に又は他の法人を通じて出資又は長期の資金の貸付けを受けている金額が当該外国法人の資本金の額又は出資金の額の百分の二十五に相当する金額以上」を加え、同項第三号中「百分の五十」を「百分の三十」に改め、同項に次の一号を加える。

四　当該国内鉱業者等の役員及び当該国内鉱業者等又は当該国内鉱業者等がその発行済株式等の総数又は総額の百分の九十五以上を有している他の会社の技術者が派遣されていること。

第三十九条の八十八第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　法第六十八条の六十一第二項に規定する連結親法人又はその連結子法人で国内鉱業者に準ずるものとして政令で定めるものは、当該連結親法人又はその連結子法人の国外子会社（当該連結親法人又はその連結子法人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上を有している外国法人で、当該外国法人に当該連結親法人又はその連結子法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この項及び次項第四号において同じ。）並びに当該連結親法人若しくはその連結子法人又は他の会社（当該連結親法人又はその連結子法人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の九十五以上を有している他の会社をいう。）の営む鉱業及びこれに付随する事業に係る専門的知識及び経験を有し、かつ、専らこれらの事業に従事する者（役員を除く。以下この項及び次項第四号において「技術者」という。）が派遣されているものをいう。）が国外に鉱山を有し、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業が、当該連結親法人又はその連結子法人及び当該他の会社の営む鉱業及びこれに付随する事業に係る国内における収入金額及び資産の状況、役員及び技術者の派遣の状況その他の状況からみて、国内において鉱業を主とするものであることにつき財務省令で定めるところにより認定を受けた連結親法人又はその連結子法人とする。

第三十九条の八十九第一項中「規定」とする」を「規定」と、「第六十二条の五第五項の」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに租税特別措置法第六十八条の六十五第一項の」に改める。

第三十九条の八十九の二第一項中「（次項」の下に「及び第三項」を加え、「この項及び次項」を「第三項まで」に、「同条第一項」を「同号」に、「第三項まで」を「この項及び次項」に改め、同条第二項中「をいう」を「をいい、当該日本船舶が同項第一号に規定する特定準日本船舶（次項において「特定準日本船舶」という。）である場合には、同条第一項に規定する日本船舶（次項において「日本船舶」という。）の確保に関連して実施される措置としての同号に規定する準日本船舶の確保を実施する期間として財務省令で定める期間の日数とする」に改め、同条第三項中「当該日本船舶」を「船舶運航事業者等の当該連結事業年度において対外船舶運航事業等の用に供した次の表の上欄に掲げる船舶ごとに、当該船舶」に、「次の表の上欄」を「同表の中欄」に改め、同項の表を次のように改める。

船舶	純トン数	金額
日本船舶	一千トン以下の純トン数	百二十円
	一千トンを超え一万トン以下の純トン数	九十円
	一万トンを超え二万五千トン以下の純トン数	六十円
	二万五千トンを超える純トン数	三十円
特定準日本船舶	一千トン以下の純トン数	百八十円
	一千トンを超え一万トン以下の純トン数	百三十五円
	一万トンを超え二万五千トン以下の純トン数	九十円
	二万五千トンを超える純トン数	四十五円

第三十九条の九十第五項、第三十九条の九十の二第四項及び第三十九条の九十の三第二項中「第六十八条の五十七第一項」の下に「、第六十八条の五十七の二第一項」を加える。

第三十九条の九十一第二項中「規定」とする」を「規定」と、「第六十二条の五第五項の」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに租税特別措置法第六十八条の六十四第一項の」とする」に改める。

第三十九条の九十二第三項中「規定」とする」を「規定」と、「第六十二条の五第五項の」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに租税特別措置法第六十八条の六十五第一項の」とする」に改める。

第三十九条の九十五第一項中「場合には、同項各号に掲げる金額の合計額に」を「場合において、同項第一号に掲げる場合に該当するときは零とし、同項第二号に掲げる場合に該当するときは同号に定める金額に」に、「金額）」を「金額とする。）」に改める。

第三十九条の九十七第十三項第四号を削る。

第三十九条の百九を削る。

第三十九条の百九の二第一項中「第六十八条の八十五の二第一項」を「第六十八条の八十四第一項」に改め、同条第二項中「第六十八条の八十五の二第二項第一号」を「第六十八条の八十四第二項第一号」に改め、同条第三項中「第六十八条の八十五の二第二項第三号」を「第六十八条の八十四第二項第三号」に改め、同条第四項中「第六十八条の八十五の二第一項」を「第六十八条の八十四第一項」に改め、同条第五項中「第六十八条の八十五の二第四項」を「第六十八条の八十四第四項」に改め、同条を第三十九条の百九とする。

第三十九条の百九の三第一項及び第四項中「第六十八条の八十五の三第十四項第一号」を「第六十八条の八十五第十四項第一号」に改め、同条第五項中「第六十八条の八十五の三第十四項第二号」を「第六十八条の八十五第十四項第二号」に改め、同条第六項中「第六十八条の八十五の三第十四項第二号ニ」を「第六十八条の八十五第十四項第二号ニ」に、「第六十八条の八十五の二」を「第六十八条の八十四」に改め、同条第七項中「第六十八条の八十五の三第一項」を「第六十八条の八十五第一項」に改め、同条を第三十九条の百九の二とする。

第三十九条の百十一第一項中「期間（」の下に「当該期間内に法第九十三条第一項の規定により法人税法第八十一条の二十四第三項において準用する同法第七十五条第七項に規定する利子税の割合を法第九十三条第一項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。」を加える。

第三十九条の百十二第五項中「及び第七項第二号」を「並びに第七項第二号及び第四号」に改め、同条第七項第一号ハ(1)中「、次号又は第三号」を「又は次号から第五号まで」に改め、同項第二号中「額（以下この号」の下に「及び第四号」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　国外関連取引に係る棚卸資産の再販売価格から、当該国外関連取引に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額にイに掲げる金額とロに掲げる金額に対する割合（再販売者が当該棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（以下この号において「比較対象取引」という。）と当該国外関連取引に係る棚卸資産の買手が当該棚卸資産を非関連者に対して販売した取引とが売手の果たす機能その他において差異がある場合には、その差異により生ずる割合の差につき必要な調整を加えた後の割合）を乗じて計算した金額を控除した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法

イ　当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売による営業利益の額の合計額

ロ　当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額

五　国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購入その他の行為による取得の原価の額に、当該国外関連取引に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額にイに掲げる金額とロに掲げる金額との合計額のロに掲げる金額に対する割合（当該棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（以下この号において「比較対象取引」という。）と当該国外関連取引とが売手の果たす機能その他において差異がある場合には、その差異により生ずる割合の差につき必要な調整を加えた後の割合）を乗じて計算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法

イ　当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売による営業利益の額の合計額

ロ　当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額